

宮城県気仙沼向洋高等学校いじめ問題対策委員会設置要項

(設置)

第1 深刻化するいじめ問題の実態を把握し、いじめの防止と解決のための総合的な対策の推進を図る為、宮城県気仙沼向洋高等学校いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策委員会は、次に掲げる事項について協議し、適正且つ迅速に対策を講ずるものとする。

- (1) いじめ防止の総合的対策の基本方針の策定及び実施に関すること。
- (2) いじめの実態の把握に関すること。
- (3) 学校と家庭、地域や関連機関との連携及び施策の調整に関すること。
- (4) その他、いじめ防止の対策に必要な事項に関すること。

(委員の構成)

第3 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は学校長、副委員長は教頭の職にある者を持って充てる。
- (2) 委員は主幹教諭、生徒指導部長、保健厚生部長、養護教諭、学年主任、アンケート係、**教育相談担当者等**、スクールカウンセラー、**PTA 代表**、**警察署生活安全課補導員等**の職にある者をもって充てる。
- (3) 対策委員会は委員長が召集し、主宰する。

(事務局)

第4 対策委員会に付議すべき事項をあらかじめ調査、整理するために事務局を置く。

- (1) 事務局は生徒指導部をもって充てる。
- (2) 事務局長は、生徒指導部長の職にある者をもって充てる。

(関係者の出席)

第5 委員長または事務局長は、必要があると認めるときは、**いじめ問題対策委員会**にスクールカウンセラー、**PTA 代表**、**警察署生活安全課補導員等**の職にある者、及び関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(その他)

第6 この事項に定めるもののほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要項は平成26年4月1日から施行する。

この要項は平成31年4月1日から施行する。

この要項は令和5年4月1日から施行する。